

日本国自衛隊

番 号
年月日

抑留資格認定通知書(乙)

殿

あなたに対し下記のとおり〔 認 定 〕
〔 認定及び判定 〕したので、武力攻撃事態

及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第十六条〔 第 第
一項 〕
三項〕の規定により通知します。

要 旨

上記の〔 認 定 〕
〔 認定又は判定 〕に不服があるときは、抑留令書が示された

日の翌日から起算して六十日以内に、本職又は捕虜收容所長へ、氏名及び生年月日、不服の趣旨及び理由、抑留令書が提示された年月日並びに不服申立てを行う年月日を記載した書面を提出し又はこれらの事項を口頭で述べることにより、捕虜資格認定等審査会に対し資格認定審査請求をすることができます。

自衛隊

抑留資格認定官 _____ 印